○○県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（例）

　○○県と気象庁は、水防法（昭和24年法律第193号）第11条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第3項の規定に基づき、共同で洪水予報を実施するため、次のとおり協定を締結する。

　また、本協定を円滑に運用するため「実施要領」を別に定める。

１．洪水予報の実施区間等

　洪水予報の実施区間及び水位又は流量の予報に関する基準地点（以下「基準地点」という。）及びその担当部署は、令和○年○県告示第○号に基づき付表１のとおりとする。

２．洪水予報の連絡方法

　洪水予報作業に関する相互の連絡が確実に実施できるよう、○○県及び気象庁の連絡方法を実施要領に定めるものとする。

３．洪水予報を行う際のデータの交換等

　○○県及び気象庁の担当部署間のデータの交換は、オンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）を用いるものとする。

４．洪水予報作業の実施方法

　洪水予報作業のうち主として気象状況に関する部分は気象庁、水文状況に関する部分は○○県が担当し、双方密接な連絡協議のうえ実施するものとする。

５．洪水予報の伝達

　洪水予報の伝達先及び伝達方法は実施要領によるものとする。

６．洪水予報作業の開始及び終了の時期

　洪水予報作業の開始及び終了時期については、実施要領に定めるものとする。

７．洪水予報の発表

　洪水予報は、○○県と気象庁の担当部署が共同発表するものとし、発表形式等については実施要領によるものとする。

８．洪水予報の種類等と発表基準

　洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準は、付表２を基本とし、具体的な基準等は、実施要領によるものとする。

９．情報システム障害時の措置

　情報システム障害時における洪水予報作業の要領については、実施要領によるものとする。

10．その他

　洪水予報の実施に関し告示事項及び本協定の内容を変更する必要が生じた場合、又は本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

令和　　年　　月　　日

○○県知事　　　　　　　　　　○○○○

気象庁長官　　　　　　　　　　○○○○

|  |
| --- |
| 付表１　洪水予報の実施区間、水位・流量基準地点及びその担当部署 |
|  | 予報区域名 | 水系名 | 河川名 | 実　施　区　間 | 基準地点 | 担当部署 |  |
| ○○川上流部 | ○○川水　系 | ○○川 | 左岸○○県○○市○○町○○番地先から海まで右岸○○県○○市○○町○○番地先から海まで | ○○観測所○○観測所○○観測所 | ○○県 ○○土木　事務所気象庁　○○地方　気象台 |
| ○○川 | 左右岸○○県○○市○○町○○番地先町道橋から幹川合流点まで | ○○観測所 |
| ○○川下流部 | ○○川水　系 | ○○川 | 左岸○○県○○市○○町○○番地先から海まで右岸○○県○○市○○町○○番地先から海まで | ○○観測所○○観測所 |
| 付表２　洪水予報の種類等と発表基準洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準は、以下を基本とする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 情報名 | 発表基準 |
| 「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」 | 「氾濫発生情報」 | ・氾濫が発生したとき・氾濫が継続しているとき |
| 「氾濫危険情報」 | ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき・氾濫危険水位に到達したとき・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき |
| 「氾濫警戒情報」 | ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） |
| 「洪水注意報（発表)」又は「洪水注意報」 | 「氾濫注意情報」 | ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき |
| 「洪水注意報（警報解除）」 | 「氾濫注意情報（警戒情報解除）」 | ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） |
| 「洪水注意報解除」 | 「氾濫注意情報解除」 | ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき |

注１：予報区域に複数の基準地点（水位観測所）がある場合は、いずれかの基準地点で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注２：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注３：長時間先では水位予測の不確実性が高まることを考慮し、四時間先以降に氾濫危険水位到達を予測した場合の「氾濫警戒情報」の発表及び三時間先までに氾濫する可能性のある水位への到達を予測した場合の「氾濫危険情報」の発表の運用は、予め双方の担当官署の間で認識共有を図るものとする。

注４：この表に掲げる基準等は標準的なものであり、具体的な基準等は双方で協議して定めるものとする。

※急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときの氾濫危険情報の発表について、「氾濫する可能性のある水位」などの事前設定や支援システムの使用手順が通常と異なる場合があることから運用にあたっては事前に気象台と調整すること。